

■報告第8号 健全化判断比率の報告について

■報告第9号 資金不足比率の報告について

【要旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）により、平成24年度に算定した平成23年度決算に基づく健全化判断比率（「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」）及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。

第2条 省 略

（健全化判断比率の公表等）

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7 省 略

第4条～第21条 省 略

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2～3 省 略

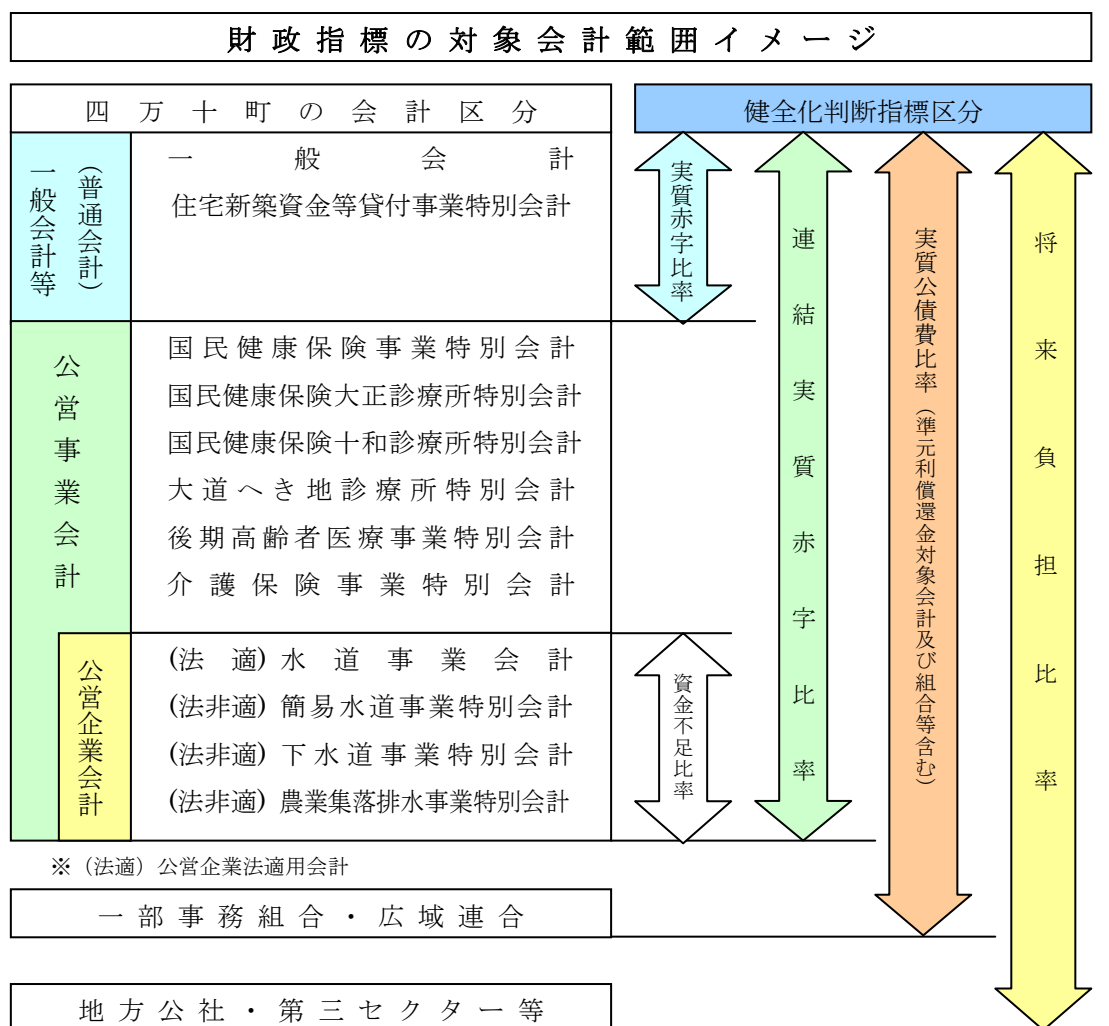
1. 平成23年度決算に基づく健全化判断比率

単位：％

健全化判断比率	四 万 十 町		早期健全化 基 準	財政再生 基 準
	23 年度決算	22 年度決算		
① 実 質 赤 字 比 率 (一 般 会 計 等 の 実 質 赤 字 比 率)	— (△6.28)	— (△6.88)	13.56	20.00
② 連 結 実 質 赤 字 比 率 (全 て の 会 計 の 実 質 赤 字 比 率)	— (△11.27)	— (△11.67)	18.56	30.00
③ 実 質 公 債 費 比 率 (公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率)	12.2	14.0	25.0	35.0
④ 将 来 負 担 比 率 (地 方 債 残 高 の ほ か 一 般 会 計 等 が 将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)	48.1	54.8	350.0	

(注) ①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率は赤字額がないため「— (該当なし)」で表示。

※ 参考として下段 () 内に黒字比率を△で表示。



※ (法適) 公営企業法適用会計

健全化判断比率の算定方法（法第2条）

【平成23年度決算】

$$\text{①実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模（※1）}}$$

※1 「標準財政規模」（健全化判断比率算定用）
平成23年度標準財政規模（臨財債含む）
=8,814,546千円

一般会計等（普通会計）の実質収支額

単位：千円

会計名（略称）	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額
一般会計	15,563,334	14,921,142	88,181	554,011
住宅新築資金特別会計	13,459	13,459	0	0
合計	15,576,793	14,934,601	88,181	(ア) 554,011

$$\text{①実質赤字比率} = (\text{ア})554,011 \div 8,814,546 = \underline{\underline{\triangle 6.28\%}}$$

[実質収支が黒字の場合は負の値（△%）で表示]

$$\text{②連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（※2）}}{\text{標準財政規模}}$$

※2 各会計の実質収支額の合計
(公営企業会計にあつては資金不足・剰余額)

一般会計等（普通会計）以外の特別会計（公営企業会計除く）の実質収支額

単位：千円

会計名（略称）	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額
国民健康保険特別会計	2,723,154	2,668,994	0	54,160
国保大正診療所特別会計	299,792	299,209	0	583
国保十和診療所特別会計	161,554	160,741	0	813
大道へき地診療所特別会計	10,055	9,689	0	366
後期高齢者医療特別会計	261,265	258,481	0	2,784
介護保険事業特別会計	2,394,405	2,371,201	0	23,204
合計	5,850,225	5,768,315	0	(イ) 81,910

公営企業会計の資金不足額（剰余額）

単位：千円

会計名（略称）	歳入額 (流動資産)	歳出額 (流動負債)	解消可能 資金不足額	資金不足額 資金剰余額
水道事業会計	362,618	4,355	0	358,263

会 計 名 (略 称)	歳 入 額 (流動資産)	歳 出 額 (流動負債)	解 消 可 能 資金不足額	資金不足額 資金剰余額
簡 易 水 道 特 別 会 計	879,104	879,104	0	0
下 水 道 事 業 特 別 会 計	67,043	67,043	0	0
農 業 集 落 排 水 特 別 会 計	37,550	37,550	0	0
合 計				(ウ) 358,263

②連結実質赤字比率 = (ア+イ+ウ) / 標準財政規模
= 994,184 / 8,814,546 = △11.27%
[連結実質収支が黒字の場合は負の値 (△%) で表示]

③実質公債費比率 =
$$\frac{(A+B) - (C+D)}{\text{標準財政規模} - D}$$

3ヵ年平均

A = 一般会計等（普通会計）の地方債の元利償還金〔繰上償還除く〕

B = 準元利償還金（イ～ニまでの合計額）

イ 一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたもの

ロ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたもの

ハ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ニ 一時借入金の利子〔繰替運用除く〕

C = 元利償還金に充てた特定財源

D = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額（普通交付税）算入額

算定に必要な3ヵ年度の数値

単位：千円

年度	A	B－イ	B－ロ	B－ハ	B－ニ	C	D
21	2,612,820	262,475	2,257	57,704	355	141,173	1,806,083
22	2,461,299	258,660	2,244	57,365	282	114,930	1,811,224
23	2,287,349	255,417	1,476	57,305	101	88,275	1,729,231

※標準財政規模 = [H21] 8,718,924、[H22] 9,237,605、[H23] 8,814,546

各算定数値の内容等

A = 一般会計及び住宅新築資金等特別会計の元利償還金（繰上償還除く）

B－イ = 地方債償還のある特別会計への繰出金のうちその元利償還に充てたと認められるもの
（国保大正診療所・国保十和診療所特別会計、簡易水道・下水道・農業集落排水事業特別会計、水道事業会計）

B－ロ = 一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てた負担金
（地方債の償還がある一部事務組合＝高幡消防組合、高幡身体障害者療護施設組合）

- B－ハ ＝ 債務負担行為に基づく支出（国営・緑資源幹線林道負担金、共済組合住宅取得、利子補給等）
- B－ニ ＝ 一時借入金の利子（繰替運用分を除いた利子 ＝ 金融機関等への支払利子）
- C ＝ 一般会計等（普通会計）の元利償還金に充当した特定財源
（公営住宅使用料、地域総合整備資金貸付金収入、住新県補助金・貸付金収入、立木売却収入等）
- D ＝ 地方債の元利償還金に係る普通交付税算入額
（災害復旧事業等、事業費補正及び密度補正により算入された公債費）

③実質公債費比率（3ヵ年平均）＝12.2%（小数点第2位以下切捨て）

単年度比率 { 平成 21 年度＝14.29738
平成 22 年度＝11.49545
平成 23 年度＝11.06714

$$\text{④将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{\text{標準財政規模} - E}$$

A ＝ 将来負担額（イ～チまでの合計額）

- イ 一般会計等の当該年度末における地方債残高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の全会計の地方債償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担等見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

B ＝ 充当可能基金額（上記イ～ヘまでの償還額に充当できる地方自治法第241条の基金）

C ＝ 特定財源見込額（地方債償還等に充当できる特定財源の見込額）

D ＝ 地方債残高に係る基準財政需要額算入見込額（普通交付税算入額）

E ＝ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（普通交付税算入額）

各算定（額）数値

単位：千円

A－イ	A－ロ	A－ハ	A－ニ	A－ホ	A－ヘ
19,574,469	75,117	3,021,722	23,029	3,028,936	45
A－ト	A－チ	B	C	D	E
0（なし）	0（なし）	5,663,805	698,574	15,950,554	1,729,231

各算定数値の内容等

A－イ ＝ 一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計の地方債残高

A－ロ ＝ 債務負担行為に基づく支出予定額（元金償還に係るもの）
（国営農地開発負担金、緑資源幹線林道負担金、公立学校共済組合住宅取得）

A－ハ ＝ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる負担見込額（特別会計への繰出金）
（国保大正診療所・国保十和診療所特別会計、簡易水道事業・下水道事業・農業集落排水事業特別会計、水道事業会計の年度末地方債残高に対する繰出金見込額）

A－ニ ＝ 一部事務組合等の起こした地方債の元金償還に充てる負担金見込額
（高幡消防組合及び高幡身体障害者療護施設組合の地方債残高に対する負担見込額）

A－ホ ＝ 年度末における全職員に対する退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
（一般会計等対象職員数＝特別職 3 人＋一般職 242 人＝245 人に対する退職支給予定額）

A－ヘ ＝ 町が出資等を行っている法人等の債務に対する一般会計等の負担見込額
（窪川町森林組合が農林公庫から借り入れ、林道開設組合に対して転貸している林道資金に対しての損失補償額〔H24 年度以降に係る元金償還金分〕）

A－ト ＝ 連結実質赤字額 … 赤字額なし（「②連結実質赤字比率」参照）

A－チ ＝ 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

四万十町の加入する一部事務組合等 → 赤字額なし

〔 組 合 名 等 〕	〔 連結実質赤字額 〕
高 幡 消 防 組 合	0（なし）
こ う ち 人 づ く り 広 域 連 合	0（なし）
高知県広域食肉センター事務組合	0（なし）
高知県市町村総合事務組合	0（なし）
高幡広域市町村圏事務組合	0（なし）
高幡身体障害者療護施設組合	0（なし）
高幡西部特別養護老人ホーム組合	0（なし）
高知県後期高齢者医療広域連合	0（なし）

B ＝ 地方債の償還額等に充当可能な基金残高（現金・預金のみ）

（合併特例債まちづくり基金、過疎地域自立促進産業振興基金を除く充当可能基金の年度末残高）

C ＝ 地方債の償還額等に充当可能な特定財源見込額

（H24 年度以降の地方債償還額に充当可能な公営住宅使用料、地域総合整備資金貸付金収入、住新貸付金収入、立木売却収入等の見込額）

D ＝ 地方債残高に係る普通交付税算入額

（年度末地方債残高における災害復旧事業等により普通交付税に算入される公債費の見込額）

E ＝ 地方債の元利償還金に係る普通交付税算入額

※ 1 平成 23 年度標準財政規模＝8,814,546 千円

④将来負担比率＝

$$\frac{(A=25,723,318) - (B+C+D=22,312,933)}{\text{標準財政規模 } 8,814,546 - (E=1,729,231)}$$

$$=48.1\% \quad (\text{小数点第2位以下切捨て})$$

2. 平成23年度決算に基づく資金不足比率

単位：％

資金不足比率 (公営企業会計名)	四万十町		経営健全化 基準
	23年度決算	22年度決算	
(法適)水道事業会計	—	—	20.00
(法非適)簡易水道事業特別会計	—	—	
(法非適)下水道事業特別会計	—	—	
(法非適)農業集落排水事業特別会計	—	—	

※資金不足比率がない場合は「—」と表示。

資金不足比率の算定方法（法第22条第2項、政令）

【平成23年度決算】

資金の不足額 資金不足比率 = $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$ ※特別会計ごとに資金不足額を算定	
資金の不足額 〔法適用企業〕…水道事業会計 (流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額 〔法非適用企業〕…簡易水道事業・下水道事業・農業集落排水事業特別会計 (繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)－解消可能資金不足額 事業の規模 〔法適用企業〕＝営業収益の額－受託工事収益の額 〔法非適用企業〕＝営業収益に相当する収入額－受託工事収益に相当する収入の額	

資金不足比率＝なし（公営企業会計には資金不足なし）

- ・水道事業会計
- ・簡易水道事業特別会計
- ・下水道事業特別会計
- ・農業集落排水事業特別会計



②連結実質赤字比率の公営企業会計の

資金不足額（剰余額）参照

(※資金不足がないため資金不足比率は算定されない)